

筑紫野市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 筑紫野市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度(20年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	4,333人/㎦	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	5処理区(御笠処理区、阿志岐処理区、吉木処理区、平等寺処理区、山口処理区)		
処 理 場 数	5箇所(各処理区ごとに1箇所)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	供用開始から約20年経過している地区もあり、施設の老朽化が進み修繕費、維持管理費の増大が懸念されることから、公共下水道への接続による経費削減を目指す。平成37年度までに御笠処理区、阿志岐処理区および吉木処理区を流域関連公共下水道に接続し、平成47年度までに平等寺処理区と山口処理区を接続する予定である。(最適化)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水道・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料の額は、該当期の期間において使用者が排除した汚水排出量に応じ算定するものとし、基本使用料と従量使用料の合計額とする。10円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てた金額となる。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と区別なし						
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,220	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,438	円
	平成26年度	3,300	円		平成26年度	3,457	円
	平成27年度	3,300	円		平成27年度	3,470	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	総務管理部門 1人
事業運営組織	平成8年4月1日より水道課、下水道課を組織統合した。農業集落排水事業事務は平成23年4月1日より農政課から移管。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽維持管理業務は5処理区を一括して委託しています。また、検針業務についても民間へ外部委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

添付のとおり

2. 経営の基本方針

農業集落排水事業は整備地域特性(山間部・家と家との距離が離れている地区が多い)による割高な建設投資になっており、その維持管理費及び資本費の費用が長期にわたり影響が続く見込みです。また、老朽化に伴う修繕費の増大も課題となっています。

人口増加率の低下、生活様式の変化、節水型機器の普及、経済成長の鈍化など社会構造の変化により農業集落排水処理施設使用料収入の減少傾向が続く中、今後の農業集落排水事業を取り巻く経営環境はさらに厳しくなることが予測されます。

経営の健全化、効率性の向上の実現に向け、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、すべての市民に「衛生的で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する」ことを基本方針とします。

次に筑紫野市が目指す方向性を示す経営理念は、「投資の合理化」「経営基盤の強化」「利用者サービスの向上」の3つを掲げています。

●投資の合理化

地域の特性が強く経営効率等に影響を与えており、今後経営環境はさらに厳しくなると予測されることから、維持管理費等の削減に努め、計画的に更新事業を進め適正な投資規模の保持を図っていきます。管渠や施設の更新にあたっては、公共下水道への編入の状況をふまえ、重複投資とならないよう内容の精査を行うなど投資の合理化に取り組みます。

●経営基盤の強化

水道事業・下水道事業(農業集落排水事業を含む)の組織統合を行い、その後も効率的な業務の遂行に向けて組織構成・事務分掌の見直しを行ってきました。また、組織構成の見直しと合わせ、継続的に職員定員の適正化に努めてきました。今後も、現行組織体制・定員の下で業務にあたり、業務の効率化・民間委託等の活用等を通じてさらに効率的な組織運営を目指すこととする。人材の育成、確保においても、職員年齢層の高齢化、熟練技術職員のノウハウ継承が課題となっていることを踏まえ、技術部門におけるノウハウの体系化や研修体制の拡充を図るものとします。また既存のノウハウの継承だけでなく、先進的な管路・施設の維持管理、災害対応などに関する新技術の習得に向けた研修や他団体・有識者との連携も推進していくこととします。

●利用者サービスの向上

下水道(農業集落排水事業を含む)サービスの対価として利用者に応分の負担を求めていることを念頭におき、利用者に理解を促す情報と利用者が知りたい情報の積極的な公開、ニーズの把握に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

今後、水洗化をさらに進め有収水量の増加及び使用料の増収を図っていきますが、処理区における人口はこれから横ばいで推移していくことが見込まれ、それに伴い料金収入が増加していくことは難しいと推測されることから、流域関連公共下水道への編入整備を計画的に実施し、経営の健全化、効率化を図る計画としています。

具体的な公共下水道への接続の時期としては、御笠、阿志岐及び吉木処理区の3処理区を平成37年度までに接続し、残りの2処理区、平等寺及び山口処理区を平成47年度までに接続する計画としています。公共下水道への接続に係る事業費は下水道事業会計で負担するため、農業集落排水事業では建設改良費は見込んでいません。

② 収支計画のうち財源についての説明

●使用料収入の見通し

農業集落排水施設使用料は、公営企業として独立採算性の原則のもと、決定されることとなっています。また、運営に伴う経費については、汚水処理に係る経費を利用者からの使用料で負担することとされています。本市の農業集落排水施設使用料は、平成17年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営しています。過去5年間の推移を見ると、有収水量は年度によって増減はあるもののほぼ横ばいで推移しており、それに伴い料金収入も横ばいの傾向にあります。今後は人口増加率の低下等さまざまな要因により、料金収入は減少傾向になる見通しのため、水洗化向上を進め使用料収入を維持していく計画です。また、汚水処理経費に対する経費回収率を見ると、平成27年度決算で29.8%と低い水準にあり、不足分を一般会計からの基準外繰入金にて賄っているのが現状です。

●繰入金に関する事項

一般会計繰入金については、現在も基準外繰入をしなければ運営できない状況であります。一般会計繰入金は主に元利償還金に充てられていますが、起債償還額について、平成33年度以降減少していく見込みであり、経費削減を徹底し、計画的な更新等を行いながら少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指します。

一般会計繰入金の今後の見込みとして、平成37年度に公共下水道へ編入される処理施設があることから段階的に減少する見込みです。特に収益的収支繰入金は、支払利息の減少に伴い、経費回収が見込まれ減少し、資本的収支分繰入金についても企業債償還金の減少に伴い、減少する見込みです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本市の農業集落排水は、御笠、阿志岐、吉木、平等寺及び山口処理区の5つの処理区から構成され、5処理区とも整備が完了しています。それぞれの処理区は平成8年、平成10年、平成11年、平成13年及び平成17年に供用開始しています。供用開始から20年程度経過している処理施設もあることから、老朽化に伴う修繕費、維持管理費の増大が課題となっていますが、長期修繕計画を立てることで修繕周期の把握、二重投資の防止につなげ、優先順位をつけながら計画的に修繕等を行うことで費用の抑制に努めていきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	供用開始から約20年経過している地区もあり、施設の老朽化が進み修繕費、維持管理費の増大が懸念されることから、公共下水道への接続による経費削減を目指します。平成37年度までに御笠処理区、阿志岐処理区および吉木処理区を流域関連公共下水道に接続し、平成47年度までに平等寺処理区と山口処理区の接続を進め、市の汚水処理の効率化を図り、総合的な管理運営に努めます。(最適化)
投資の平準化に関する事項	長寿命化等の投資については、今後公共下水道へ接続することも踏まえて、平成29年度に公共下水道事業で策定予定のストックマネジメント計画に盛り込むことを検討しています。点検・調査を行い改築・更新が必要であれば、必要性の高いものから優先的に投資し、改築・更新の必要性の低いものについては投資を先送りをする等計画的に事業を進め、適正な投資規模の保持を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	該当なし
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在検針業務のみ民間へ外部委託しているが、今後窓口業務も含めて料金徴収業務を委託することを検討しています。委託する際は上下水道事業と併せて行います。
職員給与費に関する事項	水道事業・下水道事業の組織統合、その後の組織構成の見直しと併せて継続的に職員定員の適正化に努めてきました。今後も、現行組織体制・定員の下で業務にあたり、業務の効率化・民間委託等の活用等を通じてさらに効率的な組織運営を目指すこととします。
動力費に関する事項	平成37年度までに3処理区を公共下水道に接続、平成47年度までに残りの2処理区を公共下水道に接続することを計画していることから、動力費等の維持管理費は段階的に削減していく見込みです。また平成31年1月の庁舎建設に合わせて、電力自由化での入札を上下水道事業を含めた形で行うことで経費削減を図ります。
薬品費に関する事項	平成37年度までに3処理区を公共下水道に接続、平成47年度までに残りの2処理区を公共下水道に接続することを計画していることから、薬品費等の維持管理費は段階的に削減していく見込みです。
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	施設の維持管理業務委託について、契約は5処理区まとめて契約は行っているが、点検の頻度・方法等をより効率的なものになるよう見直し、経費削減に努めます。
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	投資・財政計画は10年間であるが、筑紫野市全体目標である「第五次筑紫野市総合計画」の期間、市長の施政方針との一体的な推進を図ることを踏まえて4年間を一区切り(最終年に検証)とします。32年以降についても計画期間内の社会情勢の変化、事業の進捗状況にあわせて見直しを行っていきます。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	26年度 (決算)	27年度 〔決算〕	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収支再差引	(E)+(I)												
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字	(P)												
(N)-(O)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(G)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	52.8	52.0	50.8	49.4	48.0	46.6	45.1	44.7	45.1	47.8	49.1	53.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額の不足額	(R)												
営業収益-受託工事収益	(B)-(C)	40,847	41,303	42,555	42,597	42,639	42,681	42,723	42,765	42,807	42,842	42,842	42,842
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	1,520,007	1,411,778	1,300,620	1,186,443	1,069,154	948,656	824,850	702,968	587,331	486,367	392,837	316,252

○他会計繰入金

区分	年度	26年度 (決算)	27年度 〔決算〕	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		76,839	75,835	72,021	68,699	65,545	62,294	58,944	55,549	52,325	49,533	47,330	45,456
うち基準内繰入金		75,254	75,137	71,174	67,884	64,767	61,555	58,244	54,890	51,704	48,945	46,768	44,916
うち基準外繰入金		1,585	698	847	815	778	739	700	659	621	588	562	540
資本的収支分		103,717	106,969	111,006	114,017	117,129	120,338	123,646	121,722	115,477	100,804	93,370	76,425
うち基準内繰入金		11,435	11,687	11,944	12,207	12,477	12,752	13,034	13,322	13,617	13,675	13,723	14,015
うち基準外繰入金		92,282	95,282	99,062	101,810	104,652	107,586	110,612	108,400	101,860	87,129	79,647	62,410
合計		180,556	182,804	183,027	182,716	182,674	182,632	182,590	177,271	167,802	150,337	140,700	121,881

(単位:千円)